

申29号 JR東日本・東京支社による人権侵害、差別、利益誘導による執拗な脱退強要の根絶を求める緊急申し入れ団体交渉を行う！～その5～

～その4からの続き～

職場で起きている現象や言動に東京支社は全否定！

- ・「脱退届を作成して、配布している」という行為。
- ・昇進試験について「東労組にいと受からない」「スタートラインに立てない」と言う管理者の言動。
- ・異動について「希望先に行きたいのであれば、東労組をやめた方が良い」と言う管理者の言動。
- ・車掌の技術指導や運転士の教導指定について「東労組に所属していると推薦できない」等の言動や発令行為。
- ・人事評価について「東労組に所属していると差が出る」等の言動や行動。
- ・運転士試験の合否について、「東労組所属者153名受験し、24名の合格。率にして15%」「非組合員80名受験し、59名の合格。率にして73%」東労組所属しているから合格させないという差別。実際、中野車掌区と大田運輸区では東労組所属の組合員は1人も合格していない現実。

全ての事象に対して「一切関与していない」と断言！

東京地本は、東京支社に対して各職場で発生した不当労働行為についてまとめた事象を提出！

次なるたたかいへ進むことを通告し、交渉終了！

- ・秋のたたかいのメモに基づき、全職場から今日（12月18日現在）まで1358件報告されている。このことから、会社主導による脱退勧奨であることを断定！
- ・この間、3回の議論を積み重ねてきたが事実関係すら認められないということは、労使の議論の努力では解決できず限界！
- ・労働協約第69条（1）、（2）に基づき、あっせん申請の手続きに入る。